

墓地に設置する墓碑等の工作物取扱要綱

1 自的

この要綱は、横浜市墓地及び納骨堂に関する条例施行規則第16条及び第17条に規定する墓碑等の工作物の設置等に関する取扱基準を定め、墓地の分割・譲渡・転貸を防止することを自的とする。

2 墓碑

一墓所には、一墓碑とする。ただし、宗教、慣習等の理由によって、複数以上の墓碑を設置しようとする場合には、墓地内工事施行届書に理由書を添えて墓地事務所に提出し、承認を得なければならない。

3 カロート

一墓碑には、一カロートとする。ただし、既設カロートが、災害等の影響又は、遺骨を埋蔵する余地がない等により使用できなくなった場合には、カロートの増設を認める。この場合には、墓地内工事施行届書に理由書を添えて墓地事務所に提出し、承認を得なければならない。

4 墓碑に表示する氏（家）名

墓碑に表示する氏（家）名は、墓地使用者（過去の使用者を含む）名とする。

ただし、特別の理由により、上記以外の氏（家）名を表示する場合は、理由書を墓地事務所に提出し、承認を得なければならない。

5 実施時期

この要綱は、平成10年9月1日から実施する。

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。